

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 中村建設
東京都足立区六木1-2-10

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 6 月 28 日～令和 5 年 8 月 27 日（2ヵ月）
関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

株式会社中村建設は、東京都内の公共工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、自らが請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせた。また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場に監理技術者を配置しなかった。さらに、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したため、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分（営業停止37日間）を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内